

令和2年第1回（4月）臨時会

# 議案説明

令和2年4月24日

議案番号	件名	ページ
同意第6号	山陽小野田市固定資産評価員の選任について	1
承認第2号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）に関する専決処分について	2
承認第3号	山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について	2
承認第4号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	2
承認第5号	山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決処分について	3
承認第6号	山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について	3

ただいま上程されました同意第 6 号は、固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産評価員は、市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助するために設置するものでありますが、現在、この固定資産評価員が欠員となっておりますので、その選任について、議会の同意をお願いするものであります。

人選に当たりましては、地方税法第 404 条第 2 項に示されている固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちからということを考慮し、固定資産税業務を所管する部の長である総務部長の川地を選任したいと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

承認第2号から承認第6号までは、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号は、令和2年度一般会計補正予算に関する専決処分についてであります。

今回の補正は、津布田一丁田地区かんがい排水施設のポンプが故障したことに伴い、地下水位が上昇し、農地での営農活動に支障が生じるおそれがあったため、早急な修繕に対応するための予算措置が必要となり、令和2年4月6日に専決処分を行ったものです。

これにより、歳入歳出とも95万8,000円を増額し、予算総額は296億9,992万8,000円となりました。

承認第3号は、山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分についてであります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和2年3月31日に専決処分を行ったものです。

主な内容としましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大並びに浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の減額措置の創設等による所要の改正であります。

承認第4号は、山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布

され、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和2年3月31日に専決処分を行ったものです。

内容としましては、条ずれ、項ずれ、改元による整理等の所要の改正及び浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税の軽減措置の創設等による所要の改正であります。

承認第5号は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

今回の改正は、職員等により新築又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から5年を経過していないものに係る住居手当について、市の状況等を踏まえた上、関係団体との協議が整ったため、令和2年4月1日から住居手当の一部を廃止することに伴い、令和2年3月31日に専決処分により所要の改正を行ったものであります。

承認第6号は、山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

今回の改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和2年3月31日に専決処分を行ったものです。

内容としましては、減収補填措置の適用期間が令和2年3月31日から令和4年3月31日まで延長となったことによる所要の改正であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。